限定承認公告

本籍大阪府大阪市北区天神橋六丁目五六番地、最後の住所大阪府大阪市北区長柄東三丁目二番二―四〇四号

被相続人　亡　檜皮　孝江

右被相続人は平成二十九年十二月二十八日死亡し、その相続人は平成三十年四月五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十六日

兵庫県伊丹市美鈴町三丁目一二六番地二

相続財産管理人　檜皮　秀樹

新規信託分割の公告

当社（受託者）は、左記の通り、平成三十年五月十八日をもって、左記一記載の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の表示

当初委託者

山口県山口市佐山七一七番地一

株式会社リンク・セオリー・ジャパン

委託者兼受益者（受益権の譲受けにより当初委託者の地位を承継）

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

合同会社常総2プロパティーズ

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

信託の年月日

平成二十七年十月三十日（平成二十九年四月十七日追加信託）

信託契約の名称

不動産管理処分信託契約（つくばみらい市不動産）（その後の変更を含みます。）

二、財産状況開示資料等の内容

信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、履行の見込みに関する事項

新規信託分割が効力を生ずる日以後における従前の信託及び新たな信託の各信託財産責任負担債務については、いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三三―八七四五

平成三十年四月十六日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　吉田　浩

債権申出の公告（第一回）

当社は平成三十年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十六日

大阪市旭区新森四―五―一六

旭鍍金工業株式会社

確定給付企業年金清算人　岩本　昌憲

債権申出の公告（第二回）

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十六日

東京都大田区羽田空港三丁目四番二号

ＡＮＡエアポートサービス企業年金基金

代表清算人　後藤　儀孝

債権申出の催告（第三回）

当協会規約型企業年金は、平成三十年二月二十八日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当協会規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十六日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目二六二番地一六

一般社団法人関東地域づくり協会

規約型確定給付企業年金清算人

澤田　晋

正誤

平成二十九年三月三十一日（号外第六十九号）経済産業省告示第八十六号（供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

五一〇ページ上段改正後欄一六行目は次のとおりの誤り。

第七条　削除

五一〇ページ上段改正前欄一五行目から四〇行目までは次のとおりの誤り。

（ガスメーターの機能）

第七条　規則第十八条第二十二号イの告示で定める機能を有するガスメーターは、遮断弁を有するガスメーターであって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

一　次の表の上欄に掲げるガスメーターの使用最大流量に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるガス流量を検知したときに自動的に遮断弁を閉止するもの

ガスメーターの使用最大流量	合計流量遮断ガス流量	増加流量遮断ガス流量
四立方メートル毎時以下	〇・九立方メートル毎時以上五・〇立方メートル毎時以下	〇・九立方メートル毎時以上使用最大流量以下
四立方メートル毎時を超え四十立方メートル毎時以下	使用最大流量の一・二五倍	二・〇立方メートル毎時以上使用最大流量以下

二　継続して使用する時間が通常より著しく長い場合に自動的に遮断弁を閉止するもの（使用最大流量が三立方メートル毎時未満のものに限る。）

三　〇・〇〇五立方メートル毎時を超えない液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、漏えいを検知したときに表示を行うもの

五一〇ページ下段改正後欄二行目は次のとおりの誤り。

第八条　削除

五一〇ページ下段改正前欄一行目から四五行目までは次のとおりの誤り。

（硬質管等の規格）

第八条　規則第四十四条第一号ルの告示で定める硬質管等の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　硬質管

イ　金属管の材料及び構造

(1)　材料は、鋼（耐食性のあるもの又は表面に耐食処理を施したものに限る。以下同じ。）、鋳鉄（表面に耐食処理を施したものに限る。以下同じ。）、銅、銅合金又はアルミニウム合金であること。

(2)　末端ガス栓及び燃焼器との接続部のねじは、日本工業規格Ｂ〇二〇三管用テーパねじの規格に適合するものであること。

ロ　金属フレキシブルホースの材料及び構造

(1)　可とう管部分に用いる材料は、ステンレス鋼又は銅合金であること。

(2)　可とう管部分は、長手方向に波形の断面形状を有し、かつ、容易に曲げることのできるものであること。

(3)　継手部分に用いる材料は、鋼、鋳鉄又は銅合金であること。

(4)　可とう管部分と継手部分とは、フレア接続又はろう付けにより確実に接合されていること。

(5)　末端ガス栓及び燃焼器との接続部のねじは、イ(2)によること。

二　液化石油ガス用継手金具付低圧ホースの材料及び構造

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）別表第一第十五号に規定する液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）であること。

三　低圧ホース（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造

イ　ホース部分は、次の(1)から(4)までによること。

(1)　耐熱性、難燃性及び耐老化性を有するものであること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十六日付第八五号六四　ページ●同日付政府調達第七〇号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）